

令和 7 年 3 月 2 1 日成田市条例第 1 号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する 条例

目次

第 1 章 関係条例の一部改正（第 1 条―第 8 条）

第 2 章 経過措置

第 1 節 通則（第 9 条・第 1 0 条）

第 2 節 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に伴 う経過措置（第 1 1 条）

附則

第 1 章 関係条例の一部改正

（成田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第 1 条 成田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 1 0 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の一部改正）

第 2 条 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例（令和 4 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項及び第 5 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（成田市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正）

第 3 条 成田市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成 1 7 年条例第 5 4
号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（成田市行政不服審査法施行条例の一部改正）

第 4 条 成田市行政不服審査法施行条例（平成 2 8 年条例第 2 号）の一部を次
のように改正する。

第 1 2 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第 5 条 一般職職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 2 3 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 0 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 2 0 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3
項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する条例の一部改

正)

第6条 成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する条例（平成16年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第37条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（成田市公害防止条例の一部改正）

第7条 成田市公害防止条例（昭和47年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第37条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（成田市消防団条例の一部改正）

第8条 成田市消防団条例（昭和29年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第2章 経過措置

第1節 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第9条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前、廃止前若しくは失効前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第10条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前、廃止前若しくは失効前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整

理に伴う経過措置

（一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 1 1 条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 5 条の規定による改正後の一般職職員の給与に関する条例第 2 0 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）から施行する。